

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P31～33

目標1「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1「我が事」で支えあう地域づくり

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
自治会活動の支援	・自治会活動の支援 ・自治会への運営助成金の交付	自治振興課	自治会運営助成	(自治会運営助成) 自治会活動に対して運営助成金を交付。	町内42自治会に対して、世帯数や配布方法などに応じた額の運営助成金を交付した。 令和3年度決算額:10,110,515円	・超高齢化社会を見据えて、今後自治会でどのような活動をおこなっていくかを模索する必要がある。 ・災害時の自治会としての取り組みについて、自主防災会等とも調整して検討する必要がある。	A
小地域福祉委員会の活動促進	・小地域福祉委員会 ・地域での見守り活動	社会福祉協議会	①小地域福祉委員会 ②地域ひとつなぎ事業	①精華町社協が進めようとする、よりきめ細やかな地域福祉活動を推進するための組織。小地域(自治会単位)で助けあい・支えあうしくみづくりの構築。 ②訪問等による高齢者の見守り活動の充実・強化を図り、高齢者の孤立を防ぎ、安心安全な地域づくりを目指す。	①小地域福祉委員会が設置されている自治会は21か所(年3万円×21か所助成)。年2回程度、小地域福祉委員会関係者会議、研修を開催。東光小学校区・山田荘小学校区連絡会の開催。 ②訪問等による高齢者の見守り活動の充実・強化(13団体・35万円助成)	①イベント型の活動が中心となっている地域など小地域福祉委員会実施自治会の活動内容に地域差があること。	A
高齢者ふれあいサロンの実施	・ふれあいサロン ・地域における高齢者の見守り活動	高齢福祉課	精華町ふれあいサロン推進事業	地域のボランティア組織の参加、協力のもと地区集会所等を活用し、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、レクリエーション等を提供し、自立生活の助長など生活の質の向上を図る。	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の策定により課題・見直しの検討を行った。	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の実践に伴い課題・見直しの検討を行う。	B
「せいか地域福祉ドットコム」の活動支援	・せいか地域福祉ドットコム ・地域福祉活動(地域における見守り、居場所づくりなど)	社会福祉課	せいか地域福祉ドットコム活動費補助金	各中学校区に分かれて地域の見守り、生活支援、居場所づくり、環境美化活動等の地域福祉の推進に向けた取組を展開している。	せいか祭りの出展:約220人が来場。 高齢者の生活支援:述べ400人 (病院付添、庭の手入れゴミ出しなど) 環境美化活動:5回 (けいはんなブラザ前歩道、山田川、精華大通りなど)	当団体がどのような取組を行っているかを知らない人が多いことから、町の広報誌やせいか祭りに出展することで活動内容を周知啓発していく。また、主力メンバーの平均年齢が75歳となっていることから、次の世代の担い手を確保していく必要がある。	B
地域福祉活動のリーダー育成	・介護予防サポーター養成 ・居場所づくり ・地域包括ケアシステムの構築	高齢福祉課	包括ケア推進事業	介護予防サポーターを育成し、各地域における体操の居場所等のリーダーとして活動を行ってもらい、地域での見守りや支えあいの体制を構築する。	マップを活用し、必要な情報提供の実施。	介護予防サポーターがそれぞれの地域で体操の居場所を立ち上げていることが多いため、地区によってはない地域もある。今後それぞれの地区に広げて行く必要がある。	B
人材や社会資源の発掘	・ボランティア体験講座 ・学校、家庭、地域との連携	生涯学習課	地域学校協働本部事業	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間事業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を行う。	令和3年度 ◆精華南中学校区 地域学校協働本部:山田荘小学校・精華南中学校区サポーター会議 活動内容:サポーターのつどいやボランティア活動(登下校の見守り、学習支援、図書室の読書環境整備、花壇等の環境整備など) ボランティア参加者延べ人数:山田荘小100人、南中30人 ◆精華中学校区 地域学校協働本部:精華中学校コミュニティ協議会 活動内容:コミュニティ協議会の開催やボランティア活動(登下校の見守り、学習支援、図書室の読書環境整備、花壇等の環境整備、青春祭など) ボランティア参加者延べ人数:精北小40人、川西小70人、精中50人 ◆精華西中学校区 地域学校協働本部:精華西中学校区地域連携プロジェクト 活動内容:プロジェクト会議の開催やボランティア活動(登下校の見守り、学習支援、図書室の読書環境整備、花壇等の環境整備など) ボランティア参加者延べ人数:東光小70人、精華台小200人、西中40人	3中学校区とも地域コーディネーターを中心にボランティアの協力のもと、各校のニーズに応じた多様な活動を展開することができている。 活動のより一層の充実と、それを支えるボランティアの継続的な確保などについて、引き続き学校運営協議会との連携を進めていく必要がある。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P31～33

目標1「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1「我が事」で支えあう地域づくり

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
多様な場を通じた地域福祉の担い手の確保	・授産製品等の販売機会の確保 ・障害福祉	社会福祉課	授産製品の普及啓発	庁舎内での定期的な販売会や、各種イベント等での販売会の実施。	毎月第2・4火曜日の11:30から庁舎内で実施している。 参加団体は3事業所(相楽作業所・こころ・おーぶんせさみ)。	これまで、夕方の販売会実施であったため、曜日・時間変更に伴い固定客が減少し、売り上げが下がった。	B
	・せいかまちづくり塾 ・公共的活動団体	自治振興課	公共的活動推進事業	まちづくりの担い手となる地域公共人材の育成を図るため、「せいかまちづくり塾」を開催	令和3年度には3回のまちづくり塾を2つの日程で開催し、延べ77名の受講を得た。	まちづくり塾の受講生が一定の人数に達している中、それらの方々と地域での実践的活動をつなげるための工夫が必要。	A
	・住民が主体的・継続的に取り組むことができる健康づくり活動 ・地域や社会への参加のきっかけづくり	健康推進課	せいか365プロジェクト 予算:健康づくり推進支援業務委託	協働による健康づくり活動を通じて、住民協働活動の参画者育成支援を図り、健康なまちづくりを目指すものです。	・住民の参画により健康づくり活動を実践している「せいか365プロジェクト」活動団体数が増えた。 せいか365プロジェクト:8団体 せいか365プロジェクト参画者数:101人 せいか365プロジェクト参加者数:1,884人 ・せいか365プロジェクト活動を推進していくため、「せいか365プロジェクトネットワーク会議」を実施した。しかしコロナ禍のため、交流会や研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。 ネットワーク会議数:2回	コロナ禍のためプロジェクト活動の制限があったが、今後も継続してせいか365プロジェクトネットワーク会議等を活用しながら、住民の主体的な健康づくり活動の推進に取り組んでいく。	A
	・老人クラブ	高齢福祉課	老人クラブ助成事業	自治会ごとに組織され、高齢者の生きがい、健康、仲間づくりを目的にスポーツ、社会奉仕、世代間交流など様々な取り組みが行われている。	令和3年4月1日現在で27クラブ、会員数1,922人である。コロナ禍のなか緊急事態宣言発令時は活動を自粛したが、感染症拡大防止に努め、3密を避けるなど、感染防止の対策を講じた上で各単位クラブにおいて友愛訪問活動やふるさとクリーン。リサイクル運動を実施。また、健康づくりとしてゲートボールやグラウンドゴルフに取り組んだ。	高齢者は増加しているが、クラブ加入対象者の生活は多様化しており、会員の減少や高齢化が進んでいる。	A
	・精華まなび体験教室 ・精華寿大学	生涯学習課	生涯学習支援事業	町内在住の高齢者が、心身ともに健やかで生きがいのある人生を送るために、食生活や歴史など、幅広い教養講座の学習機会を提供する。	講座を2回開催。出席者35人。	大学で得た知識や技能を地域社会で生かすネットワークづくりが構築できていない。	A
		生涯学習課	精華まなび体験教室事業	子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、文化活動やスポーツ活動などを地域の方々の協力を得て実施することにより、地域社会の中で、子どもたちを心豊かで健やかに育てる環境づくりを推進する。	令和3年度 ◆精北教室、川西教室、ラウンドスクール山田荘、東光小教室、精華台教室、全ての教室において、新型コロナウイルス感染症の影響により学校での開催はできなかったが、コーディネーター会議を開催し、交流や教室再開に向けての準備を進めることができた。また、子ども祭りステージの部で初めてまなび体験教室5校合同開催として、「雅楽」鑑賞と活動PRを行い、地域の方に広く活動を周知することができた。	新型コロナウイルス感染症の影響によりほとんどの計画が実施できなかった。引き続き、ボランティア等を確保することが必要である。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P31～33

目標1「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1「我が事」で支えあう地域づくり

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価(令和3年度)
	・せいか地域ITサポーター ・パソコン基礎相談 ・映像撮影・編集	情報政策室	地域密着型情報化推進事業	せいか地域ITサポーターによる役場内でのパソコン基礎相談会を週一で開催。精華町で行われる各種イベント等の模様を撮影、編集を行う。	スマホ・パソコン基礎相談 相談者数のべ79名(令和3年度実績) 新型コロナワクチン接種のインターネット予約における操作支援 合計32名 華のまち画廊の撮影・編集 5小学校、3中学校、3幼稚園及び5保育所	当団体は、結成から15年以上経ち、会員の高齢化が進んでいる為、新たな会員を確保していく必要がある。	A
	・クリーンリサイクル活動 ・環境美化・清掃活動	建設課	都市公園維持管理事業	身近な公共施設の環境美化、保全について、町民等がクリーンパートナーとなり、ボランティアで管理することにより、環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、町と町民等の協働による、環境と共生する安全で安心なまちづくりを推進するもの。	町と町民等の協働による、環境と共生する安全で安心なまちづくりをボランティア活動により推進した。 参加団体:30団体(R4.3.31時点) 参加者:1,590人(R4.3.31時点)	公園の維持管理は収益性のあるものではないため、コスト削減が課題であり、当制度を通じて、公園の維持管理におけるコスト削減や安心で安全なまちづくりを実施できたので、引き続き住民との協働による維持管理体制の充実を図り、施設の適切な維持管理に努める。	A
	・クリーンリサイクル活動 ・環境美化・清掃活動	自治振興課	きれいなまちづくり運動推進事業	きれいなまちづくりを推進するため、きれいなまちづくりコンクールの実施(シルバー人材センター共催)や、自治会等に対する活動助成。	令和3年度のきれいなまちづくりコンクールでは、活動分野、ポスター分野合わせて299点の応募。 花いっぱい運動では、花苗を12地区に配布し、10地区に助成金を交付。	自治会ごとの活動実態や取り組み主体の意向等、実状を踏まえた事業展開に努める必要がある。	A
ボランティアの育成と技能向上	・図書ボランティア	生涯学習課	読書推進事業	町民のふれあいの広場となる図書館を目指し、また、読書する人々を増やして資料への要求を増大させる取り組みとして、各種行事を実施する。	令和3年度図書ボランティア養成講座を実施 参加者:25名 内容:第1回「子どもの成長と本」、第2回「子どもと物語の世界(乳幼児期から青年まで)」、第3回「子どもと科学の本(乳幼児から青年まで)」	講座開催による新たなボランティア活動の促進及び新規加入者への案内を行いながら、引き続きボランティアの団体の連携や協働をより積極的にすすめる必要がある。	A
	・ボランティア養成(要約筆記、点字、朗読など) ・就職説明会	社会福祉課	福祉人材担い手育成支援事業	地域福祉を支える人材を養成するため、手話、点字、要約筆記等に関する講座を行う。	点字ボランティア養成講座を実施 回数:全6回 受講者数:4名 講師:点字サークル「たっち」	講座の修了者がボランティアとして活動を持続するように誘導する方策が必要である。	A
ボランティア・特定非営利活動への支援	・食生活改善推進員協議会	健康推進課	食生活改善推進事業委託	住民の方々の健康づくりのために、健康レシピの作成や地域において料理教室を開催するなどの食生活改善事業を実施しています。	●メニューの作成および試作を実施(広報誌掲載12か月分、商業施設設置12か月分)。 ●withコロナでの令和4年度事業開催の準備。 ●食生活改善推進員養成講座の実施(新規加入9名)	●SNSを活用した料理動画の配信。 ●食生活改善推進員の高齢化による会員減少を防ぐため、養成講座の定期的な開催(2～3年に1度)。 ●withコロナでの事業の開催。	B
	・広報誌「華創」 ・情報発信	企画調整課	広報誌・刊行物発行事業	各課が所管するボランティア団体の活動を掲載。	毎月ボランティア団体等の記事を紹介。	誌面の構成上、掲載できる記事量が限られてくること。	A
	・ボランティアの派遣 ・地域間での情報共有	社会福祉協議会	精華町ボランティアセンター	住民の理解と参加のもとに、小地域ネットワークづくりをはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり実現に向け、住民の連帯意識の高揚とボランティア活動・住民活動の自主的・協働的な推進を目的としてボランティアセンター運営委員会を設置。広報活動、相談援助活動、人材育成活動、助成などを実施。登録58グループ(うち、ふれあいサロン36グループ)	精華町ボランティアセンター運営委員会の開催。助成金交付。ボランティア養成講座の開催。広報活動など。	ボランティアの高齢化によるメンバー数の減少。ボランティアセンターの認知度を高める活動が必要であるとともに、相談機能の強化が課題。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P31～33

目標1	「我が事」の支えあいのきずなが実感できる
施策1	「我が事」で支えあう地域づくり

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
		社会福祉協議会	まちの福祉サポート店	精華町社協では、住民の困りごと解決のために平成25年度から商店・事業所などに「まちの福祉サポート店」として、買い物支援・見守り支援・募金箱設置・活動啓発などの協力を呼び掛けている。	まちの福祉サポート店は168か所。せいか社協フェスタではまちの福祉サポート店として楽座コーナー(商店・工務店などによる体験コーナー:5か所の事業所が協力)を実施し、老若男女が楽しめるイベントとなりました。(参加者数103名。フェスタ全体では11か所の事業所協力)また、どんちゃん募金(まちの福祉サポート店の募金活動協力)では平成27年からの募金額が約14万円となったため、町内でも課題となっている認知症状のある高齢者や障がいのある方の行方不明者の早期発見につながるように、「おかえりQRシール」を町内在住の希望者に配布することが決まりました。3月1日から順次協力店と社協にて配布を行っています。	福祉活動への理解・参加は増加している。まちの福祉サポート店の取り組みを広く知っていただくための活動が課題。サポート店168か所の中には、活動が形骸化しているところもある。	B
	・福祉施設のボランティア受け入れ、育成支援	社会福祉協議会					

※評価指標

A	計画的に事業を実施しており、引き続き事業の充実を図る。
B	事業は継続するが、新たな課題等への対応が必要。
C	ニーズを勘案し、事業の縮小、休廃止に向けた見直しが必要。
E (ハイフン)	隔年等で実施するため、評価対象年度の実績がない。
F (Finish)	事業の目的を達成したため終了した。

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P35～36

目標1	「我が事」の支えあいのきずなが実感できる
施策2	防災・防犯対策の充実

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績（令和3年度）	課題（令和3年度）	評価（令和3年度）
避難行動要支援者名簿の運用	・避難行動要支援者の把握と名簿の管理	社会福祉課	避難行動要支援者登録制度	要介護3・4・5、身障手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1級、災害時要配慮者登録台帳に登録されている方について、名簿に登録し、災害時に自治会、自主防災組織、民生児童委員などへ名簿の情報提供を行い、迅速な避難支援に繋げる。	令和3年度名簿登録者：1,906人 そのうち新たに登録者となり同意書を送付した人：約500人	名簿の活用方法が分からないといった自治会や名簿自体を受け取らない自治会があることから、名簿の活用方法や個人情報の取り扱いなどについて啓発を行う必要がある。	A
消防・消防団の強化	・消防団の強化 ・防災・防火訓練の実施	消防本部	救急活動事業	救急出動全般。 コロナ禍における感染防御資器材の充実を実施。 救急現場で適切な処置、判断及び病院選定ができるように、指導救命士による救急車への同乗や訓練を実施。	令和3年中救急出動1259件、搬送人員1203人。 感染防止資器材の備蓄保有。 指導救命士による救急車同乗19件。 指導救命士による救急訓練5回。 救急救命士ワークステーション3回実施（11名）	救急出動の際、出動隊員が感染しないよう適切な感染防御技術及び感染防御資器材の配備維持が求められる。 また、高度化する救急業務への対応が求められている。	A
		消防本部	火災予防活動事業	町内の福祉施設における消防設備等の設置及び維持管理についての指導や避難訓練、消火訓練の指導を実施している。	福祉施設の職員に対し、防火査察による防火指導を実施し、火災発生時の消火・通報・避難訓練等を実施している。令和3年度中の福祉施設訓練回数：27回／査察件数：6件	コロナ禍で訓練回数及び訓練指導が大幅に減少したが、防災意識が低下することのないように工夫し、自主訓練の実施を促し、防災対応能力の向上を図る必要がある。	A
		消防本部	消防団運営事業	災害現場活動等に備え消防団の装備の基準に基づいた資機材等の装備の整備。 所轄する地域での防災・防火訓練等への積極的な参加による地域住民との連携の強化。	各地域での防火訓練等について、コロナ禍における中止・規模縮小等により積極的な参加はできなかったものの、現場活動を想定した訓練や勉強会を実施し、コロナ禍の中、規模を縮小し実施することができ、規律の保持など組織の強化に努めた。 ・地域での訓練等への参加 6回14名	消防団は地域の中核を担っており、あらゆる災害に安全、確実、迅速に対応するために必要な訓練時間が制約されることから、齊一な団員の技術向上及び有事に備えて、地域住民との連携強化を図る必要がある。 消防団員の確保及び積極的な勧誘。	A
地域の防災組織等への支援	・災害ボランティアの活動支援	社会福祉協議会	災害ボランティアセンター	精華町で大規模災害が発生した際、行政や関係機関・団体等と協力し災害ボランティア活動を効果的・効率的に展開するために、精華町災害ボランティアセンターを設置・運営する。	マップを活用し、必要な情報提供の実施。	①平常時から地域住民に啓発や研修を実施したいが、精華町において運営費が予算化されていない。 ②災害ボランティアセンターの運営を委託するための協定書や契約書がない。（町へ要望中）	B
	・自主防災組織への活動支援	消防本部	住民防火指導事業	地域防災力を強化することにより災害における減災・防災を図るため、町内全ての自治会での自主防災組織の結成に向けて発足促進及び既存自主防災組織への防災活動の活性化、防災意識の向上、防災力等の向上を図る。また、コロナ禍における防災指導のあり方の検討や、防災意識の継続・向上を図る。	地域住民に平時から防災の意識の向上を図るため、災害時における防災指導を実施。また、コロナ禍での防災指導であったため、感染対策を充分に行った上での屋外訓練の推奨や、人数制限を設けた防災指導を実施。 【令和3年度防災指導実績】 ・初期消火訓練・資機材取扱訓練 12回 293名 ・防災講話等 2回 56名	コロナ禍の状況でも行える訓練や、継続的に防災意識の向上を図る取り組みを引き続き行っていく必要がある。また、未結成地域（令和3年度末7地域）に対する新規結成促進についても、引き続き行う必要がある。	A
防災訓練の推進	・大規模災害を想定した防災訓練の実施	危機管理室	防災訓練事業	年1回、1個小学校区を対象に地域発災型訓練を実施して災害対策本部設置・運用訓練を実施し、職員の編成、業務分掌を理解させるとともに、住民に対して災害時に必要な知識及び技能を習得させることを目的とし、防災意識の向上を図る。	大規模地震災害の発生並びに降雨による内水氾濫を想定し、自助、共助、公助の役割分担を踏まえた訓練を実施した。	訓練参加者や関係団体は、終始熱心に訓練を行っていただき、防災についての意識の向上を図れた。	A
	・平常時における避難の心得、知識の普及啓発	危機管理室		各自主防災会、自治会等が計画する防災訓練の場で、防災講話等を行い地域住民の防災意識の向上を図る。	防災マップ等を用いて自主防災活動時に防災講話実施した。	本町は過去に起きている災害が比較的少ないことから、災害が起きにくいと考える住民が多く、取り入れられていないところがある。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P35～36

目標1	「我が事」の支えあいのきずなが実感できる
施策2	防災・防犯対策の充実

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績（令和3年度）	課題（令和3年度）	評価（令和3年度）
	・備蓄物資（食糧、水、毛布など）の確保	危機管理室	緊急備蓄物資整備事業	災害時等に、避難者に対し避難生活に必要な物資を速やかに供給できる体制を確保する。	必要備蓄数に向け、毎年定数購入し手いる。計画数に達した後はローリングストックをしている。	備蓄場所については、現在、すべての指定避難所に保管できておらず、災害時の配給に際して人手を割く必要がある。	A
	・福祉避難所の協定の締結	社会福祉課	福祉避難所設置運営	精華町地域防災計画に基づき、大規模な地震、風水害等の災害により、高齢者や障がいのある人など災害弱者の方が避難を余儀なくされた場合に備え、「福祉避難所」として活用できるよう、町内の福祉施設等と協定を結ぶ。	令和3年度においては、新たに福祉避難所として協定を締結した事業者は無し。	福祉避難所の協定を結ぶ施設は、8か所あるため、それぞれの施設で順次訓練を実施していく必要がある。	B
地域防犯体制の強化	・消費生活相談 ・消費生活講座	産業振興課	相楽消費生活センター設置・運営補助事業	相楽会館内に相楽地域の5市町村共同で相楽消費生活センターを開設し、消費生活専門相談員による相談業務を実施。センターの運営に係る負担金を支出。	令和3年度取組実績 ・相談件数625件（精華町民：141件） ・消費生活講座：2回 延べ受講者数：50名 ・消費生活出前講座：57回 受講者数：1,819名（精華町内開催分：2回 28名参加）	消費生活相談の窓口として相楽消費生活センターの一層の周知を行う。	A
	・木津防犯推進委員協議会支部の助成	危機管理室	地域防犯対策推進事業	地域安全活動の推進、計画の策定。防犯に関する各種事業の実施。防犯思想の普及、啓発。	駐在所ごとに組織された支部に助成し、各支部において防犯グッズの購入、啓発活動。防犯パトロールを実施。	防犯活動の実施による、犯罪抑制は計ることの知れない効果を得ている。	A
地域の見守り活動の促進	・子どもの見守り活動の促進	学校教育課	スクールヘルパー	子どもたちの非行防止や安全の確保、地域全体の防犯に協力をいただくボランティアのパトロール	令和3年度登録者数：483人 登録者には腕章を配布。	学校及びPTAとの連携により活動していただける組織づくりが必要。	A
	・高齢者の見守り活動の促進	高齢福祉課	包括ケア推進事業	地域において、一人暮らし高齢者等の見守り支援を行う。	地域によっては、見守り自主団体が活動するなど、一人暮らし高齢者や介護の必要な人などの支援を行った。		A
	・「ヘルプカード」の普及啓発	社会福祉課	ヘルプマーク啓発事業	ヘルプマークの配布および普及啓発を行い、支援が必要な方の意思表示を助け、町民の共生社会実現に向けた共助精神を啓発する。	社会福祉課窓口での恒常的な普及啓発に加え、町主催の祭や障害のある方の運動会などでのブース出展、公共交通機関でのポスター掲示等の啓発を行っている。	支援を必要とする側への普及と、支援を行う側への啓発、双方に効果が出ている。	A
	・地域と学校、事業者や警察等の専門機関との連携強化 ・地域全体を巻き込んだ見守り活動のあり方を検討 ・家庭の教育力向上の支援 ・青少年健全育成協議会	生涯学習課	青少年健全育成事業	精華町が「こどもを守る町」を宣言した、総意を基調として、家庭、学校及び社会の密接な連携のもとに、青少年の健全な育成を図り、望ましい環境を整え非行を防止し、豊かな心情の発展に寄与することを目的とし各種事業を行う。	①防犯ブザーの配布（町内各小学校 新入学・転入児童及び中学校転入生徒対象）400個 ②夏季健全育成パトロール3回 ③支部パトロール ④支部活動助成（15支部） ⑤青少年健全育成標語募集事業（応募数 1,800点）		A
	・保護司会 ・更生保護女性会 ・保護観察協会 ・社会を明るくする運動精華町推進委員会	人権啓発課	社会を明るくする運動事業	社会を明るくする運動精華町推進委員会を組織し、「社会を明るくする運動強調月間（7月）」を中心に、相楽保護区保護司会、相楽地区更生保護女性会、相楽地区保護観察協会と連携し、各種啓発事業を実施した。	(1)広報啓発活動 ①強調月間関連記事の掲載 広報誌「華創」（7月） ②懸垂幕掲揚（役場庁舎1箇所） ③ポスター掲示（町内各地区掲示板等） ④のぼり旗設置（役場、町内駅周辺） 〈新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した取り組み〉 ○街頭啓発○ミニ集会 広報啓発活動の目的である「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を、推進委員会委員、保護司によるのぼり旗の設置やポスター掲示等の各種啓発活動によって、幅広くアピールすることができた。	更生保護の活動主体は、保護司などの多くのボランティアに支えられている現状があり、社会に暮らす多くの人が関わることで成立する更生保護を周知するため、社会を明るくする運動の活動は不可欠である。国では「更生保護の日」である7月1日から1か月を「社会を明るくする運動強調月間」と定めており、本町でも強調月間を中心に引き続き啓発活動を続けていく必要がある。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P37～38

目標2	私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる
施策3	「丸ごと相談支援」の体制強化

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績（令和3年度）	課題（令和3年度）	評価（令和3年度）
絆ネットワークの強化	・福祉、医療、保健、雇用・就労、産業、教育、多文化共生など多岐にわたる分野の連携強化	社会福祉課	絆ネット構築支援事業	高齢、障がい、児童などの分野にこだわらず、深刻な生活課題をもった人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、制度だけでは解決できない福祉課題・生活課題の問題に対し、地域住民とともに地域のニーズ発見、相談支援システムの構築を目指します。	総合相談：75件 社協ふくし相談：34回 相談者：81人 絆ネットワーク研修会：1回 参加者：14人	重層的支援体制整備事業の実施に向けて、庁内関係課及び外部の関係機関に対して、制度の周知と連携体制の強化を図っていく必要がある。	A
	・地域の空き家等の活用 ・地域の相談拠点、活動拠点の整備	都市整備課	空き家対策事業	「空家等の推進に関する特別措置法」に基づき、町内空家の所有者に適正な管理を求めるための対策を講じ、生活環境の保全を図る。	公益社団法人精華町シルバー人材センターとの空き家等の適正な管理の推進に関する協定を締結し、その内容について広報・ホームページにより周知を図った。	町内体制や町としての全体的な政策を早期に確立する必要がある。	C
	・児童館の運営 ・子どもの居場所づくり ・子どもの心身の健全育成の支援	人権啓発課	人権センター運営事業（児童館運営管理事業）	次代を担う子どもたちの人権が尊重され、健全な遊びの機会を提供し、心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的として、子どもの居場所と遊びを提供する活動拠点とするため、児童館を運営した。 児童・生徒が少しでも多く活字に触れる機会を設けるため、おすすめ図書の紹介コーナーや貸出表の設置など、児童館図書の活用に取り組んだ。 屋上防水等改修工事を行った。	年間来館児童及び生徒数:1,815名(小学生1,046名、中学生525名、その他244名) 令和3年度は屋上の防水等改修工事を行った。 子どもたちが気楽に来館し、遊びや学びの時間を過ごすことで、あいさつやルールを守ることの大切さなど、規範意識を育むことができた。 児童館図書の貸し出しを実施したことで、児童の読書への関心を引くことができた。 屋上の防水等改修工事を実施することで、施設の環境改善を図ることができた。	施設及び設備の老朽化が進んでいるため、引き続き緊急性の高いものから順次改修に努めていく必要がある。 児童生徒が安全・安心な環境の中で利用できるよう、適切な修繕対応を行うとともに、今後の施設維持管理にかかる財政負担など、公共施設の適正な維持管理に向けて計画的かつ効果的な手法を研究する。	A
	・人権センター ・生活機能の低下を予防 ・創作教室 ・健康増進	人権啓発課	隣保館デイサービス事業	人権啓発、住民交流の拠点となる人権センターにおいて、高齢者の生活機能の低下を予防し、生きがいや健康意識を高めるとともに、住民相互の理解と交流を促進するため、各種教室を実施した。 (1)ストレッチ&体操教室 (2)ヨガ教室 (3)生け花教室	(1)ストレッチ&体操教室 対象者:精華中学校区内高齢者等 実施日:6月～令和4年3月の第1・3金曜日13:30～14:30 実施回数:16回 参加者数:のべ170名 (2)ヨガ教室 対象者:精華中学校区内高齢者等 実施日:5月～令和4年3月の第2・4金曜日13:30～14:30 実施回数:16回 参加者数:のべ207名 (3)生け花教室 対象者:精華中学校区内高齢者等 実施日:6月～令和4年3月の水曜日13:30～15:00 実施回数:28回 参加者数:のべ157名 新型コロナウイルス感染防止策を講じることで、教室を開講することができ、高齢者の自立助長、生きがいづくり、健康増進に寄与することができた。 精華中学校区内の様々な地域から参加を得ることによる、参加者間の相互理解と地域間交流を深めることができた。	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の教室では参加者が減少したが、健康志向の高まりの影響で、参加希望者が年々増加傾向の教室もある。施設の規模と環境から最適なプログラムを検討する必要がある。 教室参加を通じた健康づくりと交流の輪を広げるため、魅力ある教室に向けた研究を進める。 参加希望者が増加傾向にある教室については、参加人数の制限に終始するのではなく、開催形態やプログラムを工夫し、可能な限り参加が叶うよう対応を図る。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P37～38

目標2	私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる
施策3	「丸ごと相談支援」の体制強化

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績（令和3年度）	課題（令和3年度）	評価（令和3年度）
地域福祉に係る拠点施設の整備・活用	・隣保館事業の運営 ・就労、福祉、生活等の相談事業 ・教室事業（書道、習字、ヨガ、生け花など） ・小学生体験学習 ・文化祭の開催	人権啓発課	地域交流活性化支援事業	人権啓発・住民交流の拠点となる人権センターにおいて、各種人権問題の解決に資するため、地域活性化の取り組みを実施した。 (1)小学生体験学習 (2)ははその森ふれあい文化祭 (3)高齢者サロン	(1)小学生体験学習 対象者:東区、中区、西北区小学生 実施回数:4回 ①5月「2021緑のカーテンを作る」in児童館」、7名 ②8月「2021みんなで映画を見ようin児童館」、14名 ③12月「2021ポッチャで遊ぼっちゃんin児童館」、10名 ④3月「2022大画面でアニメを見ようin児童館」、14名 小学生体験学習では、新型コロナウイルス感染防止策を徹底しながら実施することができた。 参加した高学年児童が低学年児童に対し自発的に指導するなど、協力しながら課題達成することで、自主性を育むとともに学年や地域を越えた協調性を養うことができた。 〈新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した取り組み〉 ○ははその森ふれあい文化祭(ははその森ふれあい文化祭実行委員会主催) ○高齢者サロン	小学生体験学習の参加者は、固定化の傾向にあるため、平時より児童館に来館する児童を含め幅広く周知する必要がある。 体験学習の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止策によりプログラムが制限される一方で、子どもたちの関心を高め、自主性や積極性の醸成を促す内容について、他自治体の事例も参考にしながら、より多くの子どもが参加したくなるよう内容を研究する。	A
	・人権センター ・書道教室 ・習字教室	人権啓発課	地域交流促進事業	人権啓発・住民交流の拠点となる人権センターにおいて、各種人権問題の解決に資するため、地域活性化の取り組みを実施した。 (1)書道教室 (2)習字教室	(1)書道教室 対象者:精華中学校区内住民（成人） 実施日時:6月～3月の火曜日13:30～15:00 実施回数:28回 参加者数:のべ182名 (2)習字教室 対象者:精華中学校区内の小学3～6年生 実施日時:5月～令和4年3月の土曜日10:30～11:30 実施回数:26回 参加者数:のべ86名 新型コロナウイルスの感染防止策を徹底し、教室を実施することができた。 書道教室は、精華中学校区内の各地区から参加があり、住民の相互理解と地域間交流を深めることができた。 習字教室は、学年や地域を超えた生徒の参加があり、学校の授業とは異なる環境の中で、交流を深めながら文字に親しむことができた。	両教室ともに練習の成果を発表する機会が限られており、参加意欲を向上させる方法を検討する必要がある。 教室参加者の増加と継続的な参加を促すため、参加意欲の向上を図る必要がある。 参加者の学習意欲の向上と継続を目的に、作品展示による成果発表の機会と方法を研究する。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P37～38

目標2	私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる
施策3	「丸ごと相談支援」の体制強化

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
	・住民の地域活動の振興 ・住民福祉の増進 ・町民文化の向上	自治振興課	コミュニティーホール運営事業	住民のコミュニティ活動等の場を提供するため、指定管理者制度による施設管理及び運営のもと、住民の利用に供した。コミュニティー拠点が無かった南部地域については、民間のコミュニティ施設管理者と協定を締結し、コミュニティー拠点機能を確保した。	令和3年度利用実績： 貸出855件、稼働率58.6%、利用者数10,211名。新型コロナウイルスに伴う休館や利用時間短縮の影響により利用が低減した。 「さくらホール」についても、新型コロナウイルスに伴う影響により、施設利用に向けたPRが難しく、利用促進が図れなかった。	「さくらホール」について、住民の認知度が十分とは言えず、引き続き広報に努める必要がある。	B
	・地域福祉活動の拠点 ・地域住民の福祉施設	社会福祉課	地域福祉センター施設運営事業	・施設の維持管理業務の実施 ・ふれあい祭りの開催	・維持管理業務 かしのき苑管理支援補助、施設管理、プール監視、清掃、選定・消毒・施肥等、保守管理、浴場循環配管洗浄など業務委託、保守点検並びに維持管理、設備や機器等の修繕 ・ふれあい祭りはコロナにより中止	・維持管理業務 設備や機器等の経年劣化が著しいことから、計画的に設備の更新や施設の改修、修繕を進めていく必要がある。 ・ふれあい祭り 実施内容がマンネリ化しないように事業の見直しを検討する必要がある。	B
民生児童委員の活動支援	・民生児童委員協議会	社会福祉課	民生委員・児童委員活動費	担当する地区において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすと共に、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認等を行っている。	民生児童委員：63名 (主な活動実績) 「7月・8月」 高齢者の見守り活動の一環として、熱中症予防のチラシと冷えびたシートを民生児童委員から各高齢者世帯に配布した。 「その他」 毎月第3水曜日に役場で、民生児童委員(2名)による「あんしん相談」を実施。	地域では複合的な問題を抱える世帯が増えていることから、必要に応じて行政や関係機関へ繋げるため、相談窓口の周知や問題への気付きを高めることが必要となっている。また、家族や地域の絆が希薄化する中で、戸別訪問が行えず、問題を抱える世帯の発見が遅れてしまうといったおそれがある。 民生委員の大半が高齢者であり、担い手の不足が顕著である。	A
人権擁護委員の活動支援	・人権擁護委員	人権啓発課	人権啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、住民や町職員の人権問題に対する正しい認識と理解を深め人権意識の向上を図るため、街頭啓発や人権相談等の各種啓発活動を実施した。人権擁護委員や保護観察協会、山城人権ネットワーク推進協議会等関係団体と連携を図り、啓発活動を実施した。 (1)啓発事業 (2)人権相談 (3)人権の花運動	(2)人権相談 実施回数8回、相談件数8回 (3)人権の花運動 実施校：東光小学校(5年生児童：105名) 〈新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した取り組み〉 ○運動月間にあわせた街頭啓発○人権講演会(山城人権ネットワーク推進協議会主催)○山城人権フェスタ(山城人権ネットワーク推進協議会主催) 新型コロナウイルス感染症の影響により対面による啓発活動機会は減少した。各種関係機関や団体等の活動と連携し、様々な機会を通じて人権教育・啓発を推進したことで人権意識の高揚を図ることができた。	ヘイトスピーチやSNSを利用した差別事象、戸籍謄本等の不正取得による身元調査、児童虐待やDV被害、LGBTQ、新型コロナウイルス感染症等、多岐にわたる人権侵害事象が各地で発生しており、その問題は根深く深刻な社会問題になっている。本町も決して例外ではなく、誰にとっても身近な問題であることから、住民に幅広く啓発し理解を深めていく必要がある。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面による啓発活動を中止した。 人権三法が施行され「人権」に対する注目は高まり、また、SNSの普及により身近な存在となっていることから、多角的な視点での啓発が展開できるよう効果的な手法を研究する。各種啓発事業の活性化を図るため、事務局を担う山城人権ネットワーク推進協議会をはじめ、人権擁護委員、保護司会、相楽地区保護観察協会等の関係機関・団体等との連携と情報交換を促進する。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P37～38

目標2	私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる
施策3	「丸ごと相談支援」の体制強化

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績（令和3年度）	課題（令和3年度）	評価（令和3年度）
相談窓口の周知	・各種相談窓口の周知 ・住民手帳の発行	企画調整課	広報誌・刊行物発行事業	広報誌面等に窓口情報を掲載。	毎月広報誌に掲載。 住民手帳を毎年更新・発行。	住民手帳の更新時期の検討	A
高齢福祉に係る相談支援	・地域包括支援センター ・高齢者の総合相談窓口	高齢福祉課	包括的支援事業	高齢者の健康、生活、介護などの総合相談を行う窓口として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、介護予防マネジメントや権利擁護支援等を行う。	高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターがあり、虐待事例や困難事例の対応として、他の関係団体と連携を図りながら対応を行っている。	複合的な問題を抱える事例が増加傾向にあり、センターだけで対応に当たることが困難な状況となっており、他の関係機関や地域住民を巻き込んで解決を図れるよう、地域のネットワークを構築する必要がある。	A
障害福祉に係る相談支援	・相楽地域障害者生活支援センター ・障害のある人の総合相談窓口	社会福祉課	相談支援事業	・障害児者等への生活場面や権利擁護等の相談支援 ・地域の関係機関のネットワーク向上等（自立支援協議会事務局含む） ・市町村虐待防止センター事業のうち通報受理及び相談等	・1,979件の相談対応を実施。 ・全体会等協議会の実施 全体会1回実施・各部会（発達支援部会・住民参加部会・権利擁護部会）は実施なし 障害福祉サービスを利用する対象者に対するサービス等利用計画の作成。	相談機関として町内に3ヶ所、設置しているが、業務多忙な状況になっている。サービス利用者の増加や複雑化する相談内容を考えると、人員増や新たな相談支援先の必要性を感じる。	A
	・地域障害者自立支援協議会	社会福祉課	障害者基本計画・障害福祉計画事業	・相談支援事業所の運営評価等。 ・困難事例の対応方法に関する協議及び調整。 ・地域の関係機関によるネットワーク構築。 ・地域の社会資源の開発及び改善。 困難ケース等についてのマネジメント。	・1回開催。 ・各部会の進捗確認や障害福祉に関する計画の進捗確認を行う。 ・差別解消法に関する事例検討の機能も含めた。	普段から各支援機関がケースマネジメントを行い、情報共有や支援の協力を図る。実践から出る困難事例や共有すべき事項等を随時、協議会の場で検討・意見交換を図り、精華町の障害福祉の向上を図る。	A
母子保健・子どもに係る相談支援	・母子健康包括支援センター ・妊娠期から子育て期にわたる相談窓口	健康推進課	利用者支援事業（母子健康包括支援センター）	妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、必要に応じて関係機関と連携を図り、きめ細やかな相談支援を行う。	・妊娠届出時に助産師または保健師が面談をし、妊娠から産後に向けての相談支援を行った。状況に応じて関係機関との連携や妊娠期から訪問・面談を行った。 ○産前・産後サポート事業（訪問・面接実施人数）：実47人、延63人 ○妊婦との面談数：209/220(95.0%)	コロナ禍で妊娠・出産した方において、相談場所や広場等が縮小傾向の中で、他者とのつながりが希薄になりがちである。孤立化を防ぐため、相談や連携を引き続き行うとともに、地域とつながれるよう、支援していく必要がある。	A
	・地域の子育て支援機能の充実	子育て支援課	つどいの広場事業	乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を設け、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て及び子育てができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図る。 つどいの広場は、かしのき苑内（さんりんしゃ）と旧東畑集会所内（いろは）の二カ所に開設。	年間開設日数：156日（さんりんしゃ）/144日（いろは） 年間総利用者数：2,770人（さんりんしゃ）/2,208人（いろは） 年間総相談件数：21日（さんりんしゃ）/30日（いろは）	子育て中の親子だれもが利用しやすい場所での実施が必要。また、子育てに関する相談について、就学に関すること等他機関へ共有・連携を図る必要があることは、共有・連携し、子育てへの負担を軽減する必要がある。	A
	・療育支援	子育て支援課	療育支援相談事業	発達につまずきやアンバランスさをもつ就学前の子どもたち（年少～年長児）に対して、小集団での「療育」プログラムを実施して、それぞれの発達に応じた「自立性」と「社会性」を獲得できるようにしていくと同時に、保護者に対する助言・相談支援を行っていく。	年間開設日数：235日（うち療育実施日数：182日） 年間総利用者数：1,291人 年間総相談件数：1,623件	発達等で支援を必要とする子どもへの直接助言し、保護者への不安を軽減・解消していく場があることを周知していくことが必要。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P37～38

目標2	私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる
施策3	「丸ごと相談支援」の体制強化

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績（令和3年度）	課題（令和3年度）	評価（令和3年度）
	・子育て支援センター ・子育て家庭の支援	子育て支援センター	子育て支援センター運営事業	子育て家庭への支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する職員を配置し、地域の子育て家庭の保護者や児童等を対象に、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、各種子育て支援事業の実施、地域の子育て支援サービスの情報提供により、総合的な子育て支援を行う。	来所相談 26件、電話相談 16件 事業内相談 347件 様々な悩みを抱える利用者に寄り添い、必要に応じて関係機関と連携を取り、支援を行った。	・広報紙・町HP・ポスター等にて周知を行い、町内各所で事業を行い、親子で外出するきっかけづくりとする。 ・各機関との連携を図り、子育て支援サービスの情報把握に努め、子育て世帯へその情報の提供を行う。	A
	・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー	教育支援室	いじめ等対策事業	日常生活で、悩みを抱える児童生徒及び、その家族の悩みを受け付けたり、支援をしたりする。	専門的な視点から対応することで、保護者や児童生徒の安定した生活につなげることができた。	専門的な視点で相談を受けられるため、継続して相談を受けるケースが多い。勤務日が決まっているため、相談できる日が限られている。	A
その他の相談支援	・ドメスティック・バイオレンス被害者支援	人権啓発課	男女共同参画社会推進事業	相談員1名の配置により、DV被害者からの相談対応、関係機関との連携、窓口での手続き支援等を実施する。	相談件数（新規）：10件 DV相談員配置により、DV被害者の相談に応じ必要な助言や対策を講じた。	DV被害者の相談支援や窓口対応においては、庁内関係課及び外部関係機関との連携が必要である。被害者の多くが子どものいる家庭であり、子どもへの面前DVの可能性も考えられることから、児童虐待対策支援の部署との協働が必須である。	A
	・こころの相談室	人権啓発課	家庭支援総合相談事業	こころの悩みの相談に対応する。	相談件数：193件 多種多様な悩みに対応できるよう庁内5課の総合的な相談事業として実施している。他の相談機関では対応が困難な生き方・対人関係等の心理的・精神的な悩みの受け皿となっている。	委託先の外部機関とも引き続き綿密に連携していく必要がある。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P40～41

目標2 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

施策4 福祉サービスの充実

第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容

取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
住民参加型在宅福祉サービスの促進	・ファミリー・サポート・センター事業	社会福祉協議会	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人で行いたい人とが会員となり、センターが仲介してお互いの信頼関係のもとに助け合いを行う事業を実施。	依頼会員87名、援助会員37名、両方会員4名。のべ活動回数501回。活動時間734時間。依頼内容最多は「保育所終了後のお迎えと預かり」	会員登録数、依頼件数ともに年々増加している。依頼内容が多様化しており、発達障害の子どもの依頼など、援助会員では対応するのが難しく活動に結びつかないケースもある。援助会員養成講座の新規受講者不足が課題。	A
	・ふれあいサポート事業	社会福祉協議会	ふれあいサポート事業	日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で公的な福祉サービスの利用が困難な方に対して、住民相互の助け合いによるふれあいサポート事業を実施。	利用者数50名、のべ活動回数815回、1110時間。活動の約6割が要介護者・要支援者の自宅の掃除。	住民主体により自治会、校区単位で活動が展開されるよう支援する体制が必要。	C
福祉サービスの充実と周知・利用促進	・福祉サービス周知と利用促進	高齢福祉課	認知症ケアパス	ケアパスを作成し、必要に応じて配布する。	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の策定により課題・見直しの検討を行った。	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の実践に伴い課題・見直しの検討を行う。	A
		子育て支援センター	せいか子育て情報誌「sukusuku」	子育て家庭向けにわかりやすい内容を提供していく。	A5版62ページ、2500部発行	各課へ情報提供を依頼し、情報の更新を行う。	A
		社会福祉課	障害者在宅生活推進事業 自立支援給付事業 地域生活支援事業	障害児者に対して各種障害福祉サービスの提供。 手帳や自立支援医療受給者証の交付事務。	相談支援機関等と連携し、適宜必要なサービスの情報提供を行った。 年度末障害サービス受給者数 障害者→302名 障害児→185名	サービス提供に伴い、給付費の増加も顕著である。適切な給付決定が求められる。	A
生活困窮からの自立支援	・生活困窮者自立支援	社会福祉課	生活困窮者自立支援担当部署への連絡調整	生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)により山城南保健所に相談窓口が設置される。	生活困窮に至る経過を聞き取る中で、適宜、保健所に情報提供を行い、必要な支援が受けられるようつなぎの支援を行う。 相談実績:75件	町として、生活困窮に直接支援する事業等がない。福祉事務所を構えていないため、山城南保健所との連携が今後重要になってくる。	A
成年後見制度の利用促進	・成年後見支援センター	社会福祉課	成年後見支援センター事業委託	成年後見制度の利用促進を図るため、精華町社会福祉協議会内に設置。主に制度の利用に関する相談支援、制度の普及啓発等を行っている。	令和元年7月に「精華町権利擁護・成年後見センター」を精華町社会福祉協議会内に開設。権利擁護や成年後見に関する相談支援等を実施。 運営委員会:3回 市民後見人育成研修:2回 相談実績:2,473件	町内においては、成年後見制度に精通した人材が少ないことから、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の専門職団体と連携を図る必要がある。	A
	・市民後見人	社会福祉課	市民後見人養成研修	一般住民による後見人を育成するため、司法や福祉など成年後見に関する知識を幅広く身に付けるための研修を実施。	市民後見人養成研修修了者に対し、フォローアップ研修を実施。 ＜第1回＞ 参加者:12名 内容:成年後見制度の現状と利用できる制度について ＜第2回＞ 参加者:10名 内容:後見と個人情報保護	研修修了者の活動支援やフォローアップ体制が未整備のため、成年後見支援センターを中心にバックアップし、フォローアップにつなげる。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P40～41

目標2	私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる						
施策4	福祉サービスの充実						
第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容							
取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
日常生活自立支援事業の利用促進	・日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がいなどのある方で、福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理を一人で行うことに不安のある方に対して支援する事業。	利用者は26名、延べ利用回数468回、活動時間数618. 5時間。 専門員3名(常勤) 生活支援員8名(非常勤)	成年後見制度へのスムーズな移行が課題であったため、専門員を3名配置し、申し立て時から後見候補者との情報共有や利用者との関係性構築を強化している。ギャンブル依存や借金、生活困窮など複合的な課題を抱えている方が多く、支援のニーズも複雑になり、支援の時間には含まれない個別の対応に時間を要している。利用者増加に伴い、生活支援員の確保が課題。	A
要保護児童対策地域協議会の運営	・要保護児童対策地域協議会 ・児童虐待の防止 ・福祉、医療、教育、警察等との連携	子育て支援課	児童虐待防止対策事業	○地域協議会は、児童虐待等の「要保護児童等」の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等が連携して、要保護児童及びその保護者に関わる情報及び認識を共有し、支援の内容を協議するためのネットワークである。 ○協議会は、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の3部で構成。 ○児童福祉法第25条の2第2項において、①要保護児童(保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及び保護者)②要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者)③特定妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)。①②③を総称して「要保護児童等」と定義され、協議会においてその支援の内容に関する協議を行うものとされている。	○本町における児童に関する相談対応件数は年間総数173件(令和3年度)。内「児童虐待」に関する通告件数は91件。令和3年度中に「要保護児童台帳に登録された児童数」は延べ105人。いずれも、年々増加傾向。	①子どもと家庭への支援を行うため、多機関が有機的に協働・連携を進めるための「調整機能」を高めることが、要対協に求められている。 ②全国的には、児童虐待による死亡事例数は減少しない状況が続いている。児童虐待は様々な要因が重なり合い、急激に悪化するリスクを常にはらんでいる。「リスクアセスメントツール」等客観的指標を用い、子どもと家庭の理解を深め、児童虐待の悪化を防止することが必要。 ③起こってしまった虐待対応だけではなく、発生を未然に防止する取り組みを同時進行させることが必要。	A
自殺対策の推進	・こころの体温計 ・ゲートキーパー研修 ・心の健康に関する啓発	社会福祉課	ゲートキーパー養成研修	精華町職員や民生児童委員を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、相談業務の対応力向上につなげる。	(令和3年度受講者) 精華町職員:20人	こころの体温計の統計結果等の情報を活用できていない。 一定職員がゲートキーパー研修の受講が完了しているため、今後、研修のレベルアップや対象者の拡大も視野にいれる必要がある。	A
	・自殺対策計画の策定	社会福祉課	自殺対策連絡協議会	町内における自殺対策を推進するため、自殺対策連絡協議会を開催する。	新型コロナウイルス感染症のため、会議は未実施。	計画の主な取組については、庁内で様々な課が関係するため、自殺対策における注意点や相談窓口を周知し、町職員の自殺対策に係る知識や理解を深めていく必要がある。	A
認知症施策の推進	・認知症サポーター ・見守り声かけ訓練 ・地域における認知症高齢者の見守り体制の構築	高齢福祉課	包括ケア推進事業	認知症に対する啓発や、認知症予防の活動、認知症当事者の見守りなど認知症に関する施策を推進する。	町内小学校や地域における認知症サポーター養成講座の実施を行い、認知症に関する啓発は広がりを見せている。	認知症当事者や家族からの声の施策への反映	B

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P42～43

目標3	地域福祉がまちづくりの基軸となっている						
施策5	福祉意識の醸成						
第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容							
取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
学校教育における福祉教育の充実	・福祉体験学習	教育支援室	福祉教育	福祉や介護等について理解を深め、自分にできることを意欲的に実践する力を養う。	手話体験学習を行った。	体験を通して、理解を深められた。福祉体験学習を関係団体からの協力を得て開催できた。学んだことをいかに実践に結びつけるかが課題となる。	A
	・小学校 ・特色ある学校づくり ・魅力ある学校づくり	学校教育課	特色ある学校づくり支援事業(小学校)	地域住民の協力のもとで、自ら学び、自ら考える態度を育て、「生きる力」の育成と「豊かな心」を育む。	アンサンブルクラブ、農業体験を実施	地域における個性や特色を活かして、より興味を引き出せるようにする。	A
	・中学校 ・特色ある学校づくり ・魅力ある学校づくり	学校教育課	特色ある学校づくり支援事業(中学校)	地域住民の協力のもとで、自ら学び、自ら考える態度を育て、「生きる力」の育成と「豊かな心」を育む。	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の策定により課題・見直しの検討を行った。	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の実践に伴い課題・見直しの検討を行う。	A
	・小学校、中学校、高等学校における認知症サポーター養成講座	高齢福祉課	キッズサポーター養成講座	町内の全ての学校における認知症サポーター養成講座の実施	町内の学校における認知症サポーター養成講座の実施		A
	・学校における人権教育(同和問題、障害者、外国人等)	教育支援室	人権教育	基本的人権や同和問題等さまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己も他者も尊重する態度や実践力を培う。	各教科・領域等のすべての教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にすることを推進した。	互いの人権と人格を尊重し、差別やいじめのない社会を築く意識を高める機会となった。	A
社会教育における福祉教育の充実	・高齢者、障害者、子育て家庭等が抱える課題について理解を深めるための講演会、福祉講座など	社会福祉課	合理的配慮の推進	障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づき、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを推進する。	12月の障害者週間に合わせて、「障害のある人が暮らしやすい共生社会のあり方について」をテーマに大学教授に原稿執筆の依頼を行い、町広報誌「華創」12月号に記事を掲載した。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、差別解消に向けた研修会が実施できなかった。	A
		高齢福祉課		認知症等の高齢者の講演会の実施	あんしん見守りシンポジウムをオンラインによる動画配信で実施した		A
		人権啓発課	人権啓発推進委員会運営事業	人権問題に関する住民の理解と人権尊重思想の普及及び高揚を目的に、精華町人権啓発推進委員会(町内各種団体委員や町職員等、約200名で構成)を設置し、事業を実施した。 (1)精華町人権展2021 ①人権関連図書特設コーナー ②特設人権ぶらざ ③精華町人権シネマサロン (2)人権啓発新聞「jinken」 (3)広報啓発活動	(1)精華町人権展2021 期間:11月24日(水)～12月10日(金) ①人権関連図書特設コーナー 内容:人権関連図書の特別展示 場所:町立図書館 ②特設人権ぶらざ 内容:町内小中学生が描いた人権擁護啓発ポスター123点を展示 場所:庁舎2階交流スペース ③精華町人権シネマサロン 実施日:12月9日(木)・10日(金)(2日間全6回上映) 場所:けいはんなプラザ 上映作品:「いのちの停車場」 来場者数:1,220名 (2)人権啓発新聞「jinken」 発行部数:14,200部(8月)、14,200部(1月) 発行:山城人権ネットワーク推進協議会 (3)広報啓発活動 人権啓発記事の掲載(11月) 精華町人権シネマサロンは、平日開催に伴い高齢層を対象として作品選定を行ったことで覆うの参加があり、気軽に参加しやすい人権啓発の機会として開催することができた。 人権啓発新聞の配布により、近隣市町村を含む各種人権関連の取り組みなどについて、広く周知することができた。	継続して実施する各種啓発活動は、人権について認識と理解を深めてもらう貴重な機会であるが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対面による啓発活動を中止せざるをえなかった。 啓発活動の内容については、引き続き、関係機関と連携を図り、時勢を捉えたテーマ設定や効果的な事前周知等を進める必要がある。 人権が抱える課題は多岐にわたることから、啓発活動の実施にあたっては、「人権」からのアプローチだけでなく、「子育て」など、関心の高い他のテーマとも関連付けることで、幅広い層の参加が得られるよう工夫する。	A
	・精華町拡大あいさつ運動	生涯学習課	精華町拡大あいさつ運動	毎年、精華町PTA連絡協議会が、町内小・中学校での一斉の取り組みとして実施されている「統一あいさつ運動」に連動して、その呼びかけ範囲を行政や町内の関係団体にまで拡大した「精華町拡大あいさつ運動」を実施することにより、地域社会において交わされる「あいさつ」をきっかけとした心温まる人間関係を上げ、だれもが「住んでよかった」と思える町づくりを進める。	令和3年度 実施無し	毎年度3回、学期はじめに継続していたが、令和3年度も令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。効果的な取組方法を検討する必要がある。	C

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P42～43

目標3	地域福祉がまちづくりの基軸となっている						
施策5	福祉意識の醸成						
第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容							
取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
	・保護者や地域住民による学校運営への参画 ・地域に開かれた学校づくり ・学校、家庭、地域が一体となった教育の推進	教育支援室	コミュニティスクール推進事業	地域住民との交流を深め、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進を図る。 また、学校を地域住民の学習センターとして活用することで、地域の開かれた学校づくりを進めていく	保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、地域とともにある学校づくりの推進を図ることができた。	コミュニティスクール担当コーディネーターの恒常的な配置と地域学校協働本部等との一体的推進を図ること。	A
同和問題の解決	・同和問題に対する正しい知識と理解を深める ・学校、地域、家庭、職場等における人権教育・啓発	人権啓発課	人権啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、住民や町職員の人権問題に対する正しい認識と理解を深め人権意識の向上を図るため、各種啓発活動を実施した。 (1)啓発事業 (2)町職員向け研修	(1)啓発事業 ①人権啓発チラシの発行 発行部数:14,200部(8月)、14,200部(1月) ②人権啓発記事の掲載 広報誌「華創」(11月、12月) ③町職員等人権研修の開催(11月17日) 町職員参加者数:31名 ④人権講演会の開催(3月19日) 参加者数:66名 (2)町職員研修 参加:13回 参加数:19名 「情報伝達の手引き」を発行し、職員や関係機関に配布 発行部数:1,000部 各種関係機関や団体などの活動と連携し、様々な機会を通じて人権教育・啓発を推進したことで人権意識の高揚を図ることができた。	人権侵害事象が各地で発生しており、その問題は根深く深刻な社会問題になっているため、研修を重ねることで幅広く啓発し理解を深めていく必要がある。	A
障害のある人に対する差別の解消	・障害者差別解消法 ・合理的配慮の実現 ・精華町職員対応要領	社会福祉課	差別解消法研修会	平成30年3月に策定した職員対応要領をもとに、町職場内及び、町内事業所等に対して合理的配慮の普及啓発を図っていく。	新規採用職員を対象とした研修において、合理的配慮に関する研修を実施した。	役場内の合理的配慮の整備と共に町内企業に対する合理的配慮の提供を含めた理解促進を図る必要がある。 合理的配慮に必要な設備投資に対する助成も含め考える必要がある。	A
男女共同参画社会づくりの推進	・多様な生き方のできる男女共同参画のまち	人権啓発課	男女共同参画社会推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、住民対象の講座や講演会、職員研修等を実施した。	男女共同参画に関する記事を広報誌や町ホームページに毎月掲載。 精華町男女共同参画講座開催(1回) 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間での啓発を実施した。	男女共同参画社会の大きな障害の一つとなっている固定的性別役割分担意識は、人々の意識の中に長い年月をかけて形づくられたものであるため、継続して啓発を実施していくことが必要である。	A
子どもの権利・人権の保障	・子どもの権利、人権の保障 ・人権擁護委員 ・子どもの虐待防止	子育て支援課	児童虐待防止対策事業	施策4に記載した内容と同じ	施策4に記載した内容と同じ	施策4に記載した内容と同じ	A
高齢者の権利擁護	・高齢者の虐待防止	高齢福祉課	高齢者虐待防止	高齢者の権利擁護支援に向けて、行政と地域包括支援センターが連携して虐待の未然防止や早期発見に取り組んでいる。また、成年後見制度の利用が必要であれば、成年後見センターとも連携し、制度の利用に繋げている。	地域包括支援センターを中心に虐待対応を行い、各関係団体と連携し早期発見や拡大を防止している。	虐待事例の増加や多様化により、困難事例が増えており、対応が難しくなっている。	B
多文化共生社会の実現に向けた取り組みの推進	・多文化共生、国際交流 ・国際化のまちづくり ・せいかグローバルネット	企画調整課	国際交流推進事業	多文化が共生できる地域づくりを目指し、国際理解講座や外国人の生活支援等の実施。	国際理解講座、日本語学習支援、多文化子育て広場、外国語版広報誌の発行等の各種事業を実施した。	各種事業への外国人住民の参加促進のため、ニーズの把握や周知方法等の検討、また、会場確保のため関係機関との調整等を引き続き行う。	B
	・障害のある人の社会参加	社会福祉課	インクルーシブソサエティ推進事業	障害者スポーツ及び農福連携を通した社会参加の促進を図っている。	○障害者スポーツ 東京パラリンピックのイベントとして、京都府庁で開催された「京都府パラリンピック聖火フェスティバル」に参加した。 ○農福連携 ひきこもりなどの理由により社会参加が難しい人を対象とした相談事業を実施し、農場を活用した居場所づくりも行う中で、社会参加に向けた支援を実施した。	限定的な普及啓発となっており、広く町民に理解がされていない状況である。	C

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P45～46

目標3	地域福祉がまちづくりの基軸となっている						
施策6	ユニバーサルなまちづくり						
第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容							
取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
精華町地域共生審議会(仮称)の設置等	地域福祉、高齢・障害・児童福祉などに係る会議体の再編	社会福祉課					
生活圏域の見直しの検討	・生活圏域における課題、見直しの検討 ・小中学校区 ・地域包括ケアシステムにおける日常生活圏域 ・自治会	学校教育課	就学する学校の指定区域の見直し	就学する学校の指定区域を見直す	区域の変更なし	今後、少子化の進み具合によっては、学校規模の適正化についての検討が必要になる。	A
		高齢福祉課	介護保険事業計画	生活圏域における課題、見直しの検討	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の策定により課題・見直しの検討を行った。	第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画の実践に伴い課題・見直しの検討を行う。	－
		自治振興課	自治会及び自治会連合会への支援、助言	諸課題の解決策の一つとして、他自治体での小学校区連絡協議会の取組みを情報提供する等し、自治会活動の広域化の検討に対して支援、助言している。 ※あくまで活動の主体は自治会だが、町自治振興課で連合会の庶務を担当。	連合会の役員会等において議論を進められた。	具体の動きには未だ至っていないが、町としても、自治会連合会とともに、引き続き議論を進めていく必要がある。	B
情報提供の充実	・福祉情報の提供 ・関係機関を含めた情報の共有 ・医療と介護情報マップ ・子育て情報誌	高齢福祉課	医療と介護情報マップ	京都府地域包括ケア交付金を活用し、町内の薬局、医療機関、介護事業所の位置情報とサービス内容について記載したマップを作成。	マップを活用し、必要な情報提供の実施。	新たに開設される医療機関や介護事業所があるため、数年に一度は情報を更新する必要がある。	A
		子育て支援センター	子育て支援センター運営事業	就学前の子育て家庭向けによりわかりやすい内容での子育て情報を毎年提供していくために作成。 出生届及び子育て世帯転入届提出時などに対象者に配布。	A5版、62ページ、2500部発行	子育て世帯の手元に届くようさらに周知を行う。 子育て支援に関わる人材が活用しやすいよう編集、配布を行う。	A
情報提供機会の拡大	・情報提供手段の拡大 ・回覧板、掲示板、チラシなどの活用	企画調整課	広報誌・刊行物発行事業	広報誌の発行やHPの維持・管理。	紙媒体である広報誌や、ホームページやソーシャルメディアなどインターネットを通して情報提供を行った。	時代に応じた情報提供手段を確保すること。	B
情報アクセシビリティの向上	・アクセシビリティの確保と向上 ・ホームページの音声案内	企画調整課	広報誌・刊行物発行事業	HPのアクセシビリティ向上に向け、音声案内機能に対応。	アクセシビリティの確保・向上のための適切なページ作成方法等に関する周知と新採対象の操作研修を行った。	アクセシビリティの確保や維持・向上のための適切なページ作成方法を徹底すること。	A
		社会福祉課	やさしいまちづくり推進事業	町内で建設予定の施設や店舗などが、バリアフリー化できているかを確認し、必要に応じて指導を行っている。	3件の建築計画について、バリアフリー化が適当かを確認。点字ブロックや案内板などについて指導を行った。	法的な強制力が無く、あくまで指導のみだが、町内の公共施設や店舗のバリアフリー化について、一定効果を上げている。	A

第3次精華町地域福祉計画 進捗状況調査シート

現行計画：P45～46

目標3	地域福祉がまちづくりの基軸となっている						
施策6	ユニバーサルなまちづくり						
第3次精華町地域福祉計画に記載した取り組み内容							
取り組み	キーワード	担当課	事業名	事業の概要	成果・実績(令和3年度)	課題(令和3年度)	評価 (令和3年度)
公共公益施設のバリアフリー化の推進	・公共施設、交通機関等のバリアフリー化 ・やさしいまちづくり整備指針	都市整備課	鉄道駅移動円滑化施設整備事業	一日利用者数3,000人以上の駅を対象に、段差解消等バリアフリー化に係る工事の費用について、鉄道事業者に対する補助を実施。また、駅と駅周辺を含めた地区の一体的なバリアフリー化を推進するための「バリアフリー基本構想」を策定する。	精華町鉄道駅等バリアフリー基本構想に基づく進捗確認を行うとともに、心のバリアフリーに資するためのバリアフリー教室を山田荘小学校で開催した。	バリアフリー化の対象駅が一日利用者数3,000人以上であるものの、現在バリアフリー化済みの駅は近鉄新祝園駅のみ。対象駅であるJR祝園駅・山田川駅に加え、狛田・下狛駅についても周辺開発の動向等も踏まえ、バリアフリー化を図っていく必要があることから、事業者・国・府とともに連携を図っていくため、令和4年度中に狛田・下狛駅周辺地区構想を策定する予定。また、ソフト面の取り組みとして、小学校でのバリアフリー教室の実施など、心のバリアフリーの推進に取り組んでいく必要がある。	A
	・公共施設の長寿命化計画の策定	社会福祉課	地域福祉センター長寿命化事業	平成5年4月の開館から約30年が経過し、建物・設備等が老朽化し、更新時期にきているため、今後の運用を考慮しながら、計画的に改修を行う。	・工事 エレベーター改修工事 ・翌年度工事設計委託 空調設備改修設計業務	・開館から長期間が経ち、改修が必要な箇所が多数発生している。予算等を調整しながら利用方法を見直しつつ、順次改修工事を行っていく必要がある。	A
円滑な移動の確保	・くるりんバスの運行	都市整備課	地域公共交通促進事業	運行開始：平成17年度 車 輦：中型短尺バス2台 運 行 日：年末年始を除く年間359日 運行本数：1日6便(バス停42箇所) 運行距離：1日約280km 運 賃：100円均一 利用者数：年間約75,000人(平均 平日230人、土日160人)(コロナ期間除く)	コロナ禍においても減便等無く運行し、年間54,844人の利用があった。	運行当初と比べ人口構成や住民のニーズも変化しており、ルートやダイヤについて見直すべき時期に来ており、福祉としての役割を担いつつ、いかにして利便性を向上させていくかが課題。	B
合理的配慮の拡大	・合理的配慮の推進 ・障害のある人、外国人などへの配慮	消防本部	通信指令業務運営事業	聴覚や発話に障害のある方でもチャットを使用した緊急通報ができるNET119及び外国人からの緊急通報時に言語が障害とならないようにするための多言語三者間通話システムの運用、保守を行う。	・NET119 登録者数 15名 通報件数 0件 ・多言語三者間通話システム 利用実績 0件	NET119を利用するためには事前登録が必要であり、該当者への案内、広報誌等により登録を呼びかけているが、登録者が少なく、いかに登録していただくかが課題である。	A
		企画調整課	国際交流推進事業	多文化が共生できる地域づくりを目指し、国際理解講座や外国人の生活支援等の実施。	国際理解講座、日本語学習支援、多文化子育て広場、外国語版広報誌の発行等の各種事業を実施した。	各種事業への外国人住民の参加促進のため、ニーズの把握や周知方法等の検討、また、会場確保のため関係機関との調整等を引き続き行う。	A
	・イベント等で要約筆記、手話通訳の配置	社会福祉課	社会福祉推進事業	町主催の講演会や研修会等に対して要約筆記者や手話通訳者を配置する。	合理的配慮に係る事業として5回(手話・要約筆記・盲ろう通訳含む)の派遣、3課への執行委任を実施した。	要約筆記を行う団体の人材不足が伺える。情報提供方法であるパソコンの活用についても研修の義務付けを京都府が行ったことにより、人材確保が困難となっている状況がある。	A